

議長
確認印

議会運営委員会会議録

1、開会の日時 閉会	平成27年3月12日 9:44 平成27年3月12日 9:57
2、場所	委員会室
3、出席した委員	小林達信、割貝寿一、大縄武夫、鈴木幸江
4、欠席した委員	鈴木孝則
5、出席を要求した者	
6、職務のため出席した者	議長、副議長、議会事務局長、書記
7、付議事件	第1 一般質問の発言について
8、議事の経過	<p>副委員長開会、委員長あいさつ</p> <p>第1 一般質問の発言について</p> <p>委員長:小林議員の一般質問の冒頭、質問に関係ない議長への発言があった。発言内容は12月定例会で注意されたことであった。この件について委員の意見を伺いたい。</p> <p>なお、小林議員から発言はあるか。</p> <p>小林委員:前回言われたことに対し自分では納得できなかったので今回もそのようなことがないように申し上げた。撤回はしない。</p> <p>委員長:もし委員会で発言取り消しとしても従わないということか。</p> <p>小林委員:従わない。自分は正しい。我が国は民主主義である。独裁ではいけない。</p> <p>委員長:小林委員を除外する。</p> <p>(小林委員退室)</p> <p>委員長:前回注意されたことに対して議長へ発言をした。議長の発言は重い、従わなければならないものである。今回の発言は議事録に載せるべきか。</p> <p>割貝委員:本人が撤回しないと知っている。</p> <p>事務局長:不適切な発言の取り消しは、本人からの申し出と議長の議事整理権によるものがある。</p> <p>割貝委員:12月定例会のことでもある。このことは好ましくないので議長権限で発言を削除したほうがよい。</p> <p>鈴木(幸)委員:本人の意向にかかわらず削除すべき。</p> <p>副議長:議会の品位にかかわる。</p> <p>委員長:発言は不適切であるとの意見であるので、その措置は議長に一任したい。</p> <p>(事務局長が地方自治法第129条朗読し、議長発言案を説明)</p> <p>委員長:以上のとおりでよいか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>(小林委員除外解除小林委員入室)</p>

委員長：小林委員の発言は議長において取り消しと決まった。

委員長：これで議事を終わる。

副委員長閉会

埴町議会委員会条例の第 27 条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員長